

令和4年1月7日

広島県知事
湯崎英彦様

広島県公共事業評価監視委員会
委員長 竹田宣典

令和3年度広島県公共事業の再評価に関する意見書について

本委員会では、広島県農林水産局及び土木建築局所管の公共事業について、「広島県公共事業評価監視委員会運営要領」第2条第1項の規定に基づいて令和3年度の対象事業について審議し、別紙のとおり委員会としての意見を取りまとめましたので、ここに意見書として提出いたします。

今後の公共事業の実施に当たっては、意見書の内容を尊重いただくとともに、効率的な事業執行や透明性の確保が一層図られるよう努力していただきますようお願い申し上げます。

広島県公共事業の再評価に
関する意見書

令和4年1月7日

広島県公共事業評価監視委員会

広島県公共事業評価監視委員会委員名簿

委員長	たけだ のぶふみ 竹田 宣典	広島工業大学大学院教授
	うめつ たかし 梅津 貴	中国経済連合会常務理事
	かわい けんじ 河合 研至	広島大学大学院教授
	ふじわら まゆみ 藤原 真由美	税理士
	みやの げんそう 宮野 元壮	元神石町長
	わたなべ かずなり 渡邊 一成	福山市立大学大学院教授

はじめに

本委員会は、公共事業の効率性や実施過程の透明性の向上を図るため、知事の諮問機関として平成10年8月に設置され、委員会では、平成10年度から令和2年度まで、累計で434の事業を審議してきた。

24年目となる今年度は、土木建築局所管の9事業及び農林水産局所管の3事業について審議を行い、中でも、広島県公共事業評価監視委員会運営要領（以下「運営要領」という。）第2条の1及び2に基づき、抽出した6事業については、重点的に審議を行ったところである。

令和3年11月12日に開催した委員会において、各事業に関する詳細な資料をもとに、県の事業担当部局の説明を聴取しながら、慎重に審議を行った。

この意見書は、委員会の総意として、その結論をとりまとめたものである。

なお、この間、県の事務担当部局並びに各事業担当部局の関係各位に、資料の作成及び事業の説明等で御尽力をいただいたことに対し、この紙面を借りて謝意を表する次第である。

令和4年1月7日

広島県公共事業評価監視委員会

委員長 竹田 宣典

1 再評価の実施事業

事業区分	事業名	施設名等	事業箇所の市町名	重点審議対象事業	所管局・課名	
					局	課
道路	道路改良	一般国道184号尾道拡幅	尾道市	○	土木	道路整備課
道路	道路改良	一般国道486号新市府中拡幅	福山市・府中市	○		道路整備課
道路	道路改良	主要地方道福山沼隈線(福山沼隈道路)	福山市	○		道路整備課
河川	地震・高潮対策	一級河川太田川水系京橋川・猿猴川・府中大川	広島市・府中町	○		河川課
河川	広域基幹河川改修	一級河川江の川水系江の川	北広島町	○		河川課
港湾	港湾改修	臨港道路廿日市草津線(第Ⅱ期)	広島市・廿日市市	○		港湾漁港整備課
道路	道路改良	一般県道矢野海田線曙町～寺迫工区	海田町	—		道路整備課
河川	広域基幹河川改修住宅市街地盤整備	一級河川太田川水系安川	広島市	—		河川課
港湾	港湾整備	地方港湾厳島港宮島口地区	廿日市市	—		港湾漁港整備課
土木建築局所管事業 小計 9事業						
農村	ほ場整備	安宿地区	東広島市	—	農林	農業基盤課
農村	ほ場整備	御調河内第2地区	尾道市	—		農業基盤課
農村	ほ場整備	大崎東地区	大崎上島町	—		農業基盤課
農林水産局所管事業 小計 3事業						
合計 12事業						

2 審議等の経過

第52回委員会【11月12日】

内容

令和3年度の再評価対象となる土木建築局所管9事業及び農林水産局所管3事業について、事業ごとに事業概要、必要性、進捗状況、事業を巡る社会経済状況の変化、費用対効果、代替案・コスト削減の可能性、その他について、資料により事業担当課から説明を受け、それに基づいて事業実施の妥当性について審議した。

意見書については、委員長が委員との合議の上で最終的な意見書を作成し、知事に提出することで合意がなされた。

I 道路改良事業：一般国道 184 号 尾道拡幅

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 尾道市新浜町～尾道市栗原町
- ② 規模等 道路延長：4.2km 車道幅員：13.0m(全幅員：30.0m)
- ③ 全体事業費 250.0 億円(前回の再評価時と同額)
- ④ 工期 昭和 61 年度～令和 11 年度(前回の再評価時は昭和 61 年度～令和 7 年度)

(2) 再評価の事由

前回の再評価後 5 年が経過した時点で継続中の事業であるため

(3) 審議内容

① 事業の内容と必要性

一般国道 184 号は、山陰・県北部地域と尾道市を結び、広域連携の強化や物流効率化などに寄与し、山陽自動車道尾道 IC や JR 新尾道駅などへのアクセス道路となる重要な路線である。

本事業区間の現道部においては、慢性的に交通渋滞が発生している状況であり、交通の円滑化や交通安全の確保、山陽自動車道等へのアクセス向上、災害に強い道路ネットワーク構築等のため、早急な整備が必要である。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化

国勢調査によると、尾道市の人口は、平成 27 年の 138,628 人に対し、令和 2 年は 131,243 人と減少しているものの、本事業区間は、平成 31 年には、国から「重要物流道路の代替補完路」の指定を受けるなど、物資の安定輸送を行う上で、非常に重要な路線であることから、事業の必要性に変化はないものと考えられる。

③ 進捗状況と今後の見通し

平成 30 年 7 月豪雨災害の影響により事業の遅延が生じたが、現在は令和 11 年度の事業完了に向け、着実に工事が進められている。

④ 事業費の増減と現時点での費用便益比

前回の再評価時と比較し、全体事業費に増減はない。

費用便益比 B/C については、「費用便益分析マニュアル (H30.2 国土交通省 道路局 都市局)」に準拠して行われた分析によれば、評価期間を部分供用開始後の 50 年間、社会的割引率を 4.0%とした結果、今回 B/C (総便益 (B) : 428.4 億円, 総費用 (C) : 390.5 億円) は 1.1 となっており、前回 B/C (総便益 (B) : 395.5 億円, 総費用 (C) : 344.3 億円) の 1.1 から変化は無い。

⑤ その他特筆すべき事項

一般国道 184 号は、広島県第一次緊急輸送道路 (広島県緊急輸送道路ネットワーク) に位置付けられており、本事業区間を整備することで、走行性が大きく向上し、大規模災害直後から発生する救命活動・物資輸送などを迅速かつ確実に行うことができるようになる。

また、地元の尾道市からも、市民活動や経済活動だけでなく、災害時の冗長性の確保においても非常に重要な路線として、早期整備を強く要望されている。

(4) 結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

関係各位には、コスト縮減に取り組むとともに、予定としている令和 11 年度までに事業を完了させ、計画どおりの事業効果が得られるよう、一層の努力をお願いする。

Ⅱ 道路改良事業：一般国道 486 号 新市府中拡幅

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 福山市新市町戸手～府中市中須町
- ② 規模等 道路延長：3.4 km 車道幅員：13.0m（全幅員：30.0m）
- ③ 全体事業費 264.0 億円（前回の再評価時と同額）
- ④ 工期 平成9年度～令和8年度（前回の再評価時と同じ）

(2) 再評価の事由

前回の再評価後5年が経過した時点で継続中の事業であるため

(3) 審議内容

① 事業の内容と必要性

一般国道 486 号は、備後圏域の東西軸を形成し、広域連携の強化や物流効率化などに寄与する重要な路線であり、府中市や福山市においては、福山市中心部や山陽自動車道福山東 I C、重要港湾福山港等へのアクセス道路となる路線である。

本事業区間においては、慢性的に交通渋滞が発生している状況であり、交通の円滑化や交通安全の確保、中国横断自動車道尾道松江線等へのアクセス向上、災害に強い道路ネットワーク構築等のため、早急な整備が必要である。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化

国勢調査によると、府中市の人口は、平成27年の40,069人に対し、令和2年は37,677人、また、福山市の人口は平成27年の464,811人に対し、令和2年は461,268人と両市ともに減少しているものの、本事業区間は、平成31年には、国から「重要物流道路」の指定を受けるなど、物資の安定輸送を行う上で、非常に重要な路線であることから、事業の必要性に変化はないものと考えられる。

③ 進捗状況と今後の見通し

事業は計画通り進捗しており、令和8年度の事業完了に向け、順調に工事が進んでいる。

④ 事業費の増減と現時点での費用便益比

前回の再評価時と比較し、全体事業費に増減はない。

費用便益比 B/C については、「費用便益分析マニュアル（H30.2 国土交通省道路局 都市局）」に準拠して行われた分析によれば、評価期間を部分供用開始後の50年間、社会的割引率を4.0%とした結果、前回の1.4（総便益（B）：371.2億円、総費用（C）：259.5億円）から1.2（総便益（B）：390.3億円、総費用（C）：326.8億円）と減少している。

⑤ その他特筆すべき事項

一般国道 486 号は、広島県第一次緊急輸送道路（広島県緊急輸送道路ネットワーク）に位置付けられており、本事業区間を整備することで、走行性が大きく向上し、大規模災害直後から発生する救命活動・物資輸送などを迅速かつ確実に行うことができるようになる。

また、地元の福山市からも、沿線市町の連携及び物流面において重要な役割を担うとともに、広域的な経済圏・生活圏の形成に不可欠な道路として、早期完成を強く要望されている。

(4) 結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

関係各位には、コスト削減に取り組むとともに、予定としている令和8年度までに事業を完了させ、計画どおりの事業効果が得られるよう、一層の努力をお願いする。

Ⅲ 道路改良事業：主要地方道 福山沼隈線（福山沼隈道路）

（１）事業概要

- ① 事業箇所 福山市草戸町～福山市熊野町
- ② 規模等 道路延長：4.5 km 車道幅員：14.0m（全幅員：20.0m）
- ③ 全体事業費 390.0 億円（前回の再評価時は 280.0 億円）
- ④ 工期 平成 12 年度～令和 7 年度（前回の再評価時は平成 12 年度～令和 5 年度）

（２）再評価の事由

知事が特に必要と認めた事業のため（補助事業採択）

（３）審議内容

① 事業の内容と必要性

主要地方道 福山沼隈線（福山沼隈道路）は、福山地方拠点都市地域の南方向の幹線道路として、一般国道 2 号福山道路と接続し、福山市中心部と市南西部及び沼隈町方面地域との連絡を強化する役割を担っており、県土の一体的発展を担う広域道路（交流促進型）として位置づけられている。

当該事業区間と並行する現道の主要地方道 福山沼隈線は、主要渋滞箇所である洗谷交差点において、朝夕の通勤時間帯を中心に、慢性的な交通渋滞が生じている。

このため、交通渋滞の緩和及び交通安全の確保並びに円滑な緊急活動や災害時の緊急輸送道路の確保等を目的として、当事業を推進していく必要がある。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化

国勢調査によると、福山市の人口は、平成 27 年の 464,811 人に対し、令和 2 年は 461,268 人と減少している。

一方で、道路交通センサスによると、事業箇所である福山市熊野町の交通量は、平成 22 年度の 14,870 台/日から、平成 27 年度は 15,299 台/日と増加しており、本事業の必要性についての変化はないものと考えられる。

③ 進捗状況と今後の見通し

長和 IC（仮称）の整備内容の変更等により、事業期間が延伸したものの、現在は令和 7 年度の事業完了に向け、着実に工事が進められている。

④ 事業費の増減と現時点での費用便益比

前回の再評価時と比較し、全体事業費が 390 億円と、110 億円増加している。

これは、現地の詳細調査により、地盤改良工及び法面対策工の追加や、橋梁の基礎構造等の変更が生じたことに加え、関係機関との協議により、長和 IC（仮称）の整備内容の変更及び旧橋下部工の撤去範囲の変更等が生じたことによるものである。

費用便益比 B/C については、「費用便益分析マニュアル（H30.2 国土交通省道路局 都市局）」に準拠して行われた分析によれば、評価期間を供用開始後の 50 年間、社会的割引率を 4.0%とした結果、前回の 3.6（総便益（B）：1,126.6 億円，総費用（C）：312.8 億円）から 2.4（総便益（B）：1,050.8 億円，総費用（C）：429.4 億円）と減少している。

⑤ その他特筆すべき事項

主要地方道 福山沼隈線（福山沼隈道路）は、事業完成後には広島県第一次緊急輸送道路（広島県緊急輸送道路ネットワーク）に位置付けられる予定である。

地元の福山市からは、福山道路との一体的な整備を行うことで、「福山港ふ頭再編改良事業」とも相乗効果が発現し、物流の効率化及び企業の生産性の向上に寄与するものと期待されており、早期完成を強く要望されている。

(4) 結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

関係各位には、コスト削減に取り組むとともに、予定としている令和 7 年度までに事業を完了させ、計画どおりの事業効果が得られるよう、一層の努力をお願いする。

IV 地震・高潮対策事業：一級河川太田川水系 京橋川・猿猴川・府中大川

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 広島市中区，南区，東区，府中町
- ② 規模等 改修延長：24.6 km
- ③ 全体事業費 510 億円（前回の再評価時と同額）
- ④ 工期 昭和 45 年度～令和 26 年度（前回の再評価時と同じ）

(2) 再評価の事由

前回の再評価後 5 年が経過した時点で継続中の事業であるため

(3) 審議内容

① 事業の内容と必要性

本河川は、広島市中心部に位置し、各河川の背後地は埋め立てにより形成された土地であるため、地盤高が低く、また、広島湾が南に開いていることから、高潮災害に対して極めて不利な地形である。

人口、資産、都市機能が集積している当該地区は、台風時の異常高潮により過去に度重なる被害を受けており、近年では、平成 3 年の台風 19 号や平成 16 年の台風 16, 18 号により床上浸水などの甚大な被害が発生しており、これらのことから、本事業の必要性は高いものと考えられる。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化

国勢調査によると、広島市南区の人口は、平成 27 年の 142,728 人に対し、令和 2 年は 145,889 人と増加しており、また、世帯数も、平成 27 年の 68,785 世帯に対し、令和 2 年は 72,075 世帯と増加していることから、事業の必要性も高くなったと考えられる。

③ 進捗状況と今後の見通し

本事業は、昭和 45 年度に開始されたが、開始から 52 年が経過した現在でも、事業完了まで残り 23 年を予定するなど、非常に長期に渡り実施される事業となっている。

現在は、猿猴川仁保地区において高潮・耐震整備を、京橋川平野地区において、耐震整備を実施中であり、令和 26 年度の事業完了に向けて、着実に工事が進められている。

④ 事業費の増減と現時点での費用便益比

前回の再評価時と比較し、全体事業費に増減はない。

費用便益比 B/C については、「治水経済調査マニュアル（案）（R 2. 4 国土交通省 水管理・国土保全局河川計画課）」に準拠して行われた分析によれば、評価期間を供用開始後の 50 年間、社会的割引率を 4.0%とした結果、前回の 21.2（総便益 (B) : 16,397.0 億円，総費用 (C) : 774.9 億円）から 22.0（総便益 (B) : 21,496.0 億円，総費用 (C) : 977.0 億円）とほぼ変わらない。

⑤ その他特筆すべき事項

平成 15 年 1 月に「水の都ひろしま」構想が策定されるなど、市民からより一層の個性と魅力ある水辺空間の創出や背後地域と一体となった親しみのある川づくりが求められるようになっており、事業を進めるうえで、親水空間に対する配慮を行う必要がある。

(4) 結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

関係各位には、事業が今後も長期に渡ることから、事業効果の早期発現につながるよう効率的・効果的な整備手法や整備順序の検討を行いつつ、事業全体の早期完成に向けて、着実に事業を推進していくようお願いする。

V 広域基幹河川改修事業：一級河川江の川水系 江の川

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 山県郡北広島町
- ② 規模等 護岸工 延長：26.7km
- ③ 全体事業費 251.5 億円（前回の再評価時と同額）
- ④ 工期 昭和 52 年度～令和 37 年度（前回の再評価時は昭和 52 年度～令和 12 年度）

(2) 再評価の事由

前回の再評価後 5 年が経過した時点で継続中の事業であるため

(3) 審議内容

① 事業の内容と必要性

江の川の本事業区間は、昭和 47 年の集中豪雨で広範囲にわたり甚大な被害を受けており、本川・支川の改修が必要と判断され、現在鋭意事業が継続されている。

事業着手後も未整備区間において昭和 58 年と平成 11 年に豪雨による家屋浸水等の被害が発生しており、流域全体の治水安全度の向上が必要である。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化

国勢調査によると、北広島町の人口は、平成 27 年の 18,918 人に対し、令和 2 年は 17,778 人と減少しており、また世帯数についても、平成 27 年の 7,728 世帯に対し、令和 2 年は 7,667 世帯と減少しているものの、過去に度重なる被害が生じていることから、必要性に変わりはないものと考えられる。

③ 進捗状況と今後の見通し

事業の完了予定年度が令和 37 年度となり、前回の評価時における完了予定年度から 25 年延伸しているが、これは、浸水被害実績の大きな他の河川に優先的に投資したことで、計画通りの投資規模が確保できなかったことによる。

今後は、平成 11 年に家屋浸水の被害を受けた区域について改修工事を優先的に行い、同規模の出水による浸水を早期に解消するとともに、その後も下流から順次改修を進めることで、令和 37 年度の事業完了に向け着実に事業を推進し、治水安全度の向上を図ることとしている。

④ 事業費の増減と現時点での費用便益比

前回の再評価時と比較し、全体事業費に増減はない。

費用便益比 B/C については、「治水経済調査マニュアル（案）（R 2.4 国土交通省 水管理・国土保全局河川計画課）」に準拠して行われた分析によれば、評価期間を供用開始後の 50 年間、社会的割引率を 4.0%とした結果、前回の 1.2（総便益（B）：131.0 億円、総費用（C）：112.5 億円）から 1.3（総便益（B）：114.7 億円、総費用（C）：90.7 億円）とほぼ変わらない。

⑤ その他特筆すべき事項

本事業は、市町村合併に伴う建設計画に位置付けられており、平成 17 年 2 月 1 日に 4 町（旧大朝町・旧芸北町・旧千代田町・旧豊平町）の合併も実施されている。

(4) 結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

関係各位には、事業が今後も長期に渡ることから、事業効果の早期発現につながるよう効率的・効果的な整備手法や整備順序の検討を行いつつ、事業全体の早期完成に向けて、着実に事業を推進していくようお願いする。

VI 港湾改修事業：臨港道路廿日市草津線（第Ⅱ期）

（1）事業概要

- ① 事業箇所 広島市佐伯区五日市港～廿日市市木材港北
- ② 規模等 道路延長：1.3km 車道幅員：橋梁部8.0m，平面部11.5m
- ③ 全体事業費 105.0億円
- ④ 工期 平成28年度～令和7年度

（2）再評価の事由

事業採択後5年間の経過した時点で継続中の事業であるため

（3）審議内容

① 事業の内容と必要性

臨港道路廿日市草津線は、広島湾岸を結ぶ広島南道路の一部を構成する道路であり、広島西部都市圏の都市機能改善や地域発展に寄与し、広島港五日市地区と廿日市地区を結ぶ港湾物流の効率化に寄与する重要な路線である。

当該区間は、4車線化が進められている五日市・廿日市地区における暫定2車線供用区間であり、広域的な物流の効率化や企業活動の活性化等を図るため、早急な整備が必要である。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化

国勢調査によると、広島市の人口は、平成27年の1,194,034人に対し、令和2年は1,201,281人と増加している。

また、事業箇所である広島はつかいち大橋東詰交差点の交通量も、平成26年度の20,723台/日から、平成29年度は22,527台/日と増加していることから、本事業の必要性は高いと考えられる。

③ 進捗状況と今後の見通し

これまでに第Ⅰ期区間の約1.6kmを供用しており、現在、第Ⅱ期区間の広島はつかいち大橋の下部工事（橋脚）を進めている。

今後、残る上部工事の発注も速やかに行い、計画的に事業を推進することで、令和7年度中の全線完成を目指している。

④ 現時点での費用便益比

費用便益比B/Cについては、「港湾整備事業の費用便益分析マニュアル（H29国土交通省港湾局）」に準拠して行われた分析によれば、評価期間を供用後の50年間、社会的割引率を4.0%とした結果、1.7（総便益（B）：168.7億円，総費用（C）：98.0億円）となっている。

⑤ その他特筆すべき事項

本事業区間は、事業完成後に広島県第一次緊急輸送道路（広島県緊急輸送道路ネットワーク）に位置付けられる予定であり、本事業区間を整備することで、走行性が大きく向上し、大規模災害直後から発生する救命活動・物資輸送などを迅速かつ確実に行うことができるようになる。

また、本事業の必要性と重要性から、地元の広島市及び廿日市市からも、早期完成を強く要望されている。

（4）結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

関係各位には、コスト削減に取り組むとともに、予定としている令和7年度までに事業を完了させ、計画どおりの事業効果が得られるよう、一層の努力をお願いする。

おわりに

今年度の事業再評価の審議の結果、本委員会は、対象となった 12 事業のいずれもその継続を認める旨、提言することとした。

対象となった全ての事業について、詳細な検討を行ったが、各事業にはいくつかの課題はあるものの、その必要性は現時点においても計画当初や前回再評価時と変わりはなく、費用便益比も確保されていることを確認した。

本意見書では、それぞれの事業の継続可否についての結論とその理由等に加えて、審議の過程において指摘した主な課題等についても併せて述べているので、今後の事業執行において、これらの諸課題については是非ともご留意いただきたいと考える。

公共事業を取り巻く環境は、本委員会の設置当初と比べても大きく変わっており、継続中の事業において、必要性が認められるものの、財政的な制約から早期の完成が困難となっている事業や用地取得に長時間を要している事業が多数見られる。今後の事業の執行には、限られた予算の中での事業効果の早期発現のために、社会・経済状況や、県民のニーズの変化を的確に把握すると共に、効率性を重視した観点からの事業計画の再検証が重要な視点となっている。したがって、本事業再評価制度は今後も重要な役割を担うものと考えている。

本委員会としては、今後も、再評価制度の対象事業の一つ一つについて、より厳格な審査を実施していくことになるが、事業主体者である貴県におかれては、全ての事業の執行において、常にこの再評価の視点を意識しながら、コスト縮減と、事業効果の早期発現に対する弛まぬ努力を継続されるよう強く要望する。